令和８年度　市民税・県民税申告の手引き

令和８年１月１日現在、三郷市にお住まいのかたで、令和７年度市民税・県民税申告書を提出されたかたを対象に送らせていただいています。申告書の提出について以下の項目を確認し、申告が必要なかたは同封の返信用封筒で三郷市財務部市民税課市民税係までご提出ください。

市民税・県民税申告書の提出が必要なかた

１　令和７年中（１月１日～１２月３１日）の収入状況について次に該当するかたのうち、所得税の確定申告を必要としないかた
（１）　営業等、農業、不動産等の収入があるかた
（２）　給与収入者（アルバイト・パート収入も含む）又は年金の受給者で次のいずれかに該当するかた
　ア　給与収入・年金収入のほかに収入があるかた
　（給与・年金以外の所得が２０万円以下で、確定申告が不要なかたも市民税・県民税の申告は必要です）
　イ　医療費控除、国民健康保険税の社会保険料控除、扶養控除等の所得控除を追加するかた

２　令和７年中（１月１日～１２月３１日）に収入がなかったかた、又は非課税所得のみのかたで、次に該当するかた
（１）　非課税証明書が必要なかた
（２）　行政サービス等で所得情報が必要なかた
（例）　・障がい福祉サービス、重度医療、自立支援医療、各種手当等
　・高額療養費や限度額認定証の判定
　・国民健康保険税、介護保険料など社会保険料の算定
　・保育料など負担金の算定
　・児童扶養手当、就学援助費など給付金の支給判定

※　収入がなかったかた、又は非課税所得のみのかたの記載例
住所・氏名・生年月日を記入の上、申告書表面「２　所得金額」の欄にある⑫合計の欄に０と記入してください。
障害年金や遺族年金といった、非課税所得の場合も、０と記入してください。
なお、所得控除資料の添付は不要です。

（記載例）

表面

２所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計（⑦+⑧+⑨）	⑩	
	総合譲渡・一時		⑪	
	合計		⑫	０

申告書の提出が必要ないかた

１　令和７年中（１月１日～１２月３１日）の収入状況について次に該当するかたのうち、所得控除の追加をしないかた
（１）　給与所得のみのかた　　（原則、勤務先から給与支払報告書が市に提出されるため）
（２）　公的年金所得のみのかた　　（日本年金機構等から、年金支払報告書が市に提出されるため）
（３）　所得税の確定申告をしたかた　（税務署から確定申告書が供覧されるため）

２　令和７年中（１月１日～１２月３１日）に収入がなかったかた、又は非課税所得のみのかた
（上記「市民税・県民税申告書の提出が必要なかた」２に当てはまる場合は申告が必要です）

市民税・県民税の非課税範囲

均等割・所得割がかからないかた
１　令和８年１月１日現在生活保護法による生活扶助を受けているかた
２　前年中の合計所得金額が１３５万円以下で、令和８年１月１日現在、障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親のかた
３　前年中の合計所得金額が次の金額以下のかた
（１）　扶養親族がいない場合　４１万５千円
（２）　扶養親族がいる場合（扶養親族には１６歳未満の扶養親族を含む）
　３１万５千円　×　（扶養人数　＋　１）　＋　１８万９千円　＋　１０万円

市民税・県民税申告書の提出について

１　申告期限
令和８年３月１６日までに申告書のご提出をお願いします。
期限後に申告された場合、納税通知書の発送及び課税（所得）証明書・非課税証明書の発行が遅れる場合があります。

２　提出方法
申告書の提出は原則郵送でお願いします。
同封の返信用封筒をご利用いただき、添付資料を添付台紙に貼付して郵送してください。
郵送が難しいかたについては、窓口でも申告書を受け付けております。市役所本庁舎１階の９番市民税課窓口に提出してください。
開庁時間 午前８時４５分～午後４時３０分（窓口での受け付けは平日のみになります）
２月１６日（月）～３月１６日（月）の期間は三郷市の申告相談会場での提出をお願いします。
※　申告相談会場の日程等については、当市のホームページや広報みさと等で確認してください。

申告書作成時に必要な書類（領収書や証明書は令和７年中のもの）

	項目	添付又は提示すべき書類	郵送時
収入がわかる書類	□ 給与収入があるかた	源泉徴収票（原本又は写し）……勤務先が発行	添付が必要
	□ 年金収入があるかた	源泉徴収票（原本又は写し）……日本年金機構などの年金支払者が発行	
	□ 事業（営業、農業など）収入、不動産収入があるかた	収入や必要経費がわかる帳簿、領収書等、支払調書をもとに申告書に記載してください。	添付不要
所得控除する金額がわかる書類	□ 社会保険料控除	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得控除資料 国民年金保険料控除証明書（原本）又は領収書（原本） ※口座振替や年金から特別徴収された保険税（料）は、差し引かれた本人以外の社会保険料控除として申告することはできません。	国民年金保険料は原本の添付が必要
	□ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金の証明書（原本）	原本の添付が必要
	□ 生命保険料控除	生命保険料の控除証明書（原本）	
	□ 地震保険料控除	地震保険料の控除証明書（原本）	
	□ 雑損控除	損害額や受け取った保険金がわかる書類等をもとに申告書に記載してください。	添付不要
	□ 医療費控除	記入済の「医療費控除の明細書」 医療費通知（原本）……医療費控除の明細書の「１　医療費通知に記載された事項」に記入したもの	添付が必要
	□ セルフメディケーション税制 ※　医療費控除との選択適用	記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」及び健康保持増進への取組を明らかにする書類（勤務先で実施する定期健康診断の結果等）	
	□ 勤労学生控除	学生証又は在学証明書	写しの添付
	□ 障害者控除	障害者手帳、認定書等	
	□ 扶養控除・特定親族特別控除（対象者が国外居住親族の場合のみ）	「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」及び「送金関係書類」又は「38万円送金書類」 ※「38万送金書類」とは、送金関係書類のうちあなたから国外居住者である親族各人へのその年における支払金額が38万円以上であることを明らかにする書類です。	写しの添付
	□ 配偶者（特別）控除（対象者が国外居住親族の場合のみ）		
	□ 寄附金控除	寄附金の受領証（原本）等	添付が必要
その他	□ 令和８年度（令和７年分）市民税・県民税申告書		提出が必要
	□ マイナンバー（個人番号）確認書類、身元確認書類（免許証、資格確認書など）		写しの添付

スマートフォンやパソコンで市民税・県民税・森林環境税の試算と申告書の作成ができます

スマートフォン・パソコンを使って、給与所得や年金所得の源泉徴収票等の内容（収入金額や所得控除等）を入力することで、ご自身の市民税・県民税・森林環境税の試算や、市民税・県民税の申告書を作成することができます。
入力後はダウンロードした申告書に住所・氏名等を入力し、印刷するか、印刷後に手書きすることで申告書を作成できます。
また、作成した申告書は三郷市財務部市民税課市民税係に郵送等で提出することができます。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

住民税額シミュレーションシステム
https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/zaimu/shiminzei/4/836.html

市民税・県民税・森林環境税の計算方法

営業等所得
農業所得
不動産所得
雑・一時所得
配当所得
給与所得
－
所得控除額
雑損控除
医療費控除
社会保険料控除
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除
地震保険料控除
寡婦、ひとり親控除
勤労学生控除
配偶者、配偶者特別控除
扶養、特定親族特別控除
基礎控除
⇒
課税標準額（1,000円未満切捨て）
×
市民税税率　６％
－
税額控除等
⇒
市民税所得割額（100円未満切捨て）
＋
市民税均等割額
⇒
市民税合計額
×
県民税税率　４％
－
税額控除等
⇒
県民税所得割額（100円未満切捨て）
＋
県民税均等割額
⇒
県民税合計額
＋
森林環境税
⇒
年税額

※　分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。
※　森林環境税とは、令和６年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、個人市民税・県民税均等割と併せて１人年額1,000円が徴収されます。

問合せ　　三郷市　財務部　市民税課　市民税係　TEL　０４８－９３０－７７０６（直通）

2「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」

所得控除（所得から差し引かれる金額）は、昨年１年間のあなたの支払った額により計算します。また、扶養控除や障害者控除等の人的な控除は、１２月３１日現在により判定します。

社会保険料控除	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った国民健康保険、国民年金、介護保険等がある場合。
小規模企業共済等掛金	前年中に小規模企業共済制度、確定拠出年金法及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合。

生命保険料控除

	支払保険料の金額	生命保険料の控除額
①新生命保険料 ②介護医療保険料 ③新個人年金保険料 （H24.1.1以降の保険契約が対象）	12,000円以下	支払保険料の金額
	12,001円～32,000円	支払保険料の金額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料の金額×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円（控除限度額）
④旧生命保険料 ⑤旧個人年金保険料 （H23.12.31以前の保険契約が対象）	15,000円以下	支払保険料の金額
	15,001円～40,000円	支払保険料の金額×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料の金額×1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円（控除限度額）
適用限度額（最高70,000円）	新契約・旧契約それぞれにより求めた金額の合計	

※①と④又は③と⑤を同時に適用する場合は、28,000円が控除限度額になります。
※①（④）＋②＋③（⑤）の合計が70,000円を超える場合は、70,000円が生命保険料控除額になります。

地震保険料控除

	支払保険料の金額	地震保険料の控除額
①地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払保険料の金額×1/2
	50,001円以上	25,000円（控除限度額）
②旧長期の損害保険料だけの場合（平成18年12月31日までに契約したものに限る）	5,000円以下	支払保険料の金額
	5,001円～15,000円	支払保険料の金額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円（控除限度額）
③両方ある場合（最高25,000円）	地震保険料について①により求めた金額 ＋ 旧長期の損害保険料について②により求めた金額	

※旧長期の損害保険料は、満期返戻金有りで保険期間が10年以上の保険料

ひとり親控除・寡婦控除

		控除額
ひとり親	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、次の①から③の全てに該当する人 ①生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）がいる ②本人の前年の合計所得金額が500万円以下 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	30万円
寡婦	上記の「ひとり親」にあたらず、前年の合計所得金額が500万円以下で、①と②のいずれにも該当する人 ①次のいずれかに該当する人 ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人 ・夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（合計所得金額58万円以下）を有する人 ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	26万円

いずれも住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」などの記載がある場合は対象外。
扶養親族及び生計を一にする子は、他の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族になっている人を除く。

勤労学生控除

学生、生徒で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等がある者のうち、合計所得金額が85万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人。
控除額＝26万円

障害者控除

あなたや同一生計配偶者、扶養親族のうち次の手帳等の交付を受けている場合など（前年の12月31日までに、交付、認定等を受けている必要があります。）

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	要介護認定対象者
特別障害者	1級・2級	Ⓐ・A	1級	特別項症～第3項症	介護保険課で認定書が交付されます
その他障害者	3級以下	B・C	2級・3級	第4項症以下	

※16歳未満の扶養親族についても障害者控除が適用されますので、対象の人がいる場合は記載してください。控除額＝30万円（特別）53万円（同居特別）26万円（その他）

配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除	前年の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人 ※本人の合計所得金額が1,000万円を超える人でも、同一生計配偶者（配偶者の所得が58万円以下）を有する場合は記入してください（配偶者控除の適用はありません。）。
配偶者特別控除	前年の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人

	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額【繰越損失前】		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	～ 580,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	老人配偶者控除 ※昭和31年1月1日以前生	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	580,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
	1,330,001円～	0円	0円	0円

扶養控除

区分		対象者の年齢	控除額
一般の控除対象扶養親族		昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ	33万円
		平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ	
特定扶養親族		平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ	45万円
老人扶養	同居老親等以外の者	昭和31年1月1日以前生まれ	38万円
親族	同居老親等	昭和31年1月1日以前生まれ	45万円

●16歳未満の扶養親族とは、平成22年1月2日以降に生まれた人（控除計算対象外ですが、市民税・県民税の計算の際に必要となるため、対象の人がいる場合は記載してください）。

令和８年度（令和７年分） 市民税 県民税 申告書 表

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

現住所	三郷市花和田648番地1
1月1日現在の住所	三郷市花和田648番地1
フリガナ	ミサト タロウ
氏名	三郷 太郎
生年月日	明・大・昭・平・令 32・6・21
世帯主の氏名	三郷 太郎
続柄	本人
基本コード	
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
整理番号	
業種又は職業	
電話番号	048-953-1111
住所コード / 行政区コード / 納税コード / 世帯コード	

有 受 配 長あて 提出年月日 年 月 日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

	社会保険の種類	支払った保険料
⑬社会保険控除	国民健康保険	292,700円
	国民年金	179,750
	介護保険	133,032
	合計	605,482
⑮生命保険控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計 108,000円
	新個人年金保険料の計 84,000円	旧個人年金保険料の計 円
	介護医療保険料の計 円	
⑯地震保険料控除	地震保険料の計 30,000円	旧長期損害保険料の計 円

⑰～⑲ 基礎控除、ひとり親控除、勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除（□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未婚・寡婦）
⑱ □ ひとり親控除
⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳障害者控除

	フリガナ	氏名	個人番号	障害の程度	
1	ミサト ハナコ	三郷 花子	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	身体 1 級	
2					級

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

	フリガナ	氏名	個人番号	生年月日	
配偶者	ミサト ハナコ	三郷 ハナ	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	明・大・昭・平・令 45・8・31	合計所得金額 1,010,000円

㉓～㉔扶養控除・特定親族特別控除

	フリガナ	氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄
1	ミサト シロウ	三郷 二郎	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	明・大・昭 60・7・25	✓同居 □別居	子
2	ミサト サブロウ	三郷 三郎	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	明・大・昭 5・11・5	□同居 ✓別居	父
3	ミサト ハナコ	三郷 花子	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	明・大・昭 10・9・18	□同居 ✓別居	母
4				明・大・昭・平・令 ・・	□同居 □別居	

控除額 33万円 / 38 / 45

本人確認 個力 免許 旅券 資格 その他（ ） 来庁者 受付者 入力者 確認者

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

㉕～㉘控除対象扶養親族の事項・扶養親族

	フリガナ	氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄
1	ミサト シロウ	三郷 四郎	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	平・令 22・7・17	✓同居 □別居	孫
2				平・令 ・・	□同居 □別居	
3				平・令 ・・	□同居 □別居	

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉗雑損控除	損害の原因	損害年月日 ・・ / 損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補塡される金額 円 / 差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
㉘医療費控除	支払った医療費等 195,000円	保険金などで補塡される金額 55,000円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		農業	イ 2,500,000
	不動産		ウ 400,000
	利子		エ
	配当		オ
	給与		カ 1,200,000
	雑	公的年金等	キ 2,200,000
		業務	ク
		その他	ケ
	総合譲渡	短期	コ
		長期	サ
	一時		シ
2 所得金額	事業	営業等	①
		農業	② 1,000,000
	不動産		③ 300,000
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥ 450,000
	雑	公的年金等	⑦ 1,100,000
		業務	⑧
		その他	⑨
	合計（⑦＋⑧＋⑨）		⑩
	総合譲渡・一時		⑪
	合計		⑫ 2,850,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬ 605,482
	小規模企業共済等掛金控除		⑭
	生命保険料控除		⑮ 63,000
	地震保険料控除		⑯ 15,000
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱
	勤労学生、障害者控除		⑲～⑳ 530,000
	配偶者（特別）控除		㉑～㉒ 310,000
	扶養控除		㉓ 1,160,000
	特定親族特別控除		㉔
	基礎控除		㉕ 430,000
	⑬から㉕までの計		㉖ 3,113,482
	雑損控除		㉗
	医療費控除	区分 □	㉘ 40,000
	合計（㉖＋㉗＋㉘）		㉙ 3,153,482

地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。

５ 給与・公的年金等に係る所得以外（令和８年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

備考

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

特定親族特別控除

以下の①と②に該当する扶養親族を有する人
①19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）
②前年の合計所得金額が58万円を超え123万円以下

	親族等の合計所得金額	控除額
※特定扶養親族	～580,000円	450,000円
特定親族特別控除	580,001円～950,000円	450,000円
	950,001円～1,000,000円	410,000円
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円
	1,050,001円～1,100,000円	210,000円
	1,100,001円～1,150,000円	110,000円
	1,150,001円～1,200,000円	60,000円
	1,200,001円～1,230,000円	30,000円

※「合計所得金額」とは、「総所得金額の合計」と「分離課税の各所得金額（譲渡は特別控除前の額）」の合計額をいいます。

雑損控除	あなたやあなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族が、災害や盗難、横領により、住宅や家財に損害を受けた場合
医療費控除（最高200万円）	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合以下(1)(2)のいずれか多い金額 (1)（支払った医療費－補塡金額）－10万円 (2)（支払った医療費－補塡金額）－（総所得金額等×5%）
セルフメディケーション税制（限度額8万8千円）	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払ったスイッチOTC医薬品の購入の対価がある場合、その年に支払ったスイッチOTC薬の総額－保険金等で補塡された金額－1万2千円 ※本特例の適用を受ける場合には、通常の医療費控除の適用はできません。医療費控除の区分に「1」と記入してください。

申告書の書き方

1「1 収入金額等」及び「2 所得金額」

営業等	製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他事業から生ずる所得（申告書裏面７に所得の種類等記入ください。）
農業	農業から生ずる所得（申告書裏面７に必要事項を記入ください。）
不動産	土地や建物などの貸付から生ずる所得（申告書裏面７に必要事項を記入ください。）

給与

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円 ～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	収入金額－650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	（収入金額÷4,000）×2,800－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	（収入金額÷4,000）×3,200－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

例 給与収入が4,850,000円の場合
4,850,000円÷4,000＝1,212.5 ⇒小数点以下切り捨て →1,212円
1,212円×3,200－440,000円＝3,438,400円（給与所得控除後の金額）

※所得金額調整控除（同時適用で最高２５万円）
1 給与収入８５０万円超で次の①から③のいずれかに該当する人
①２３歳未満の扶養親族を有する
②本人が特別障害者である
③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
給与収入（１，０００万円超は１，０００万円）から８５０万円を引いた額の１０％（最高１５万円）を給与所得から控除する。

2 給与所得と年金所得の両方があり、その合計額が１０万円を超える人
給与所得（１０万円を超える場合は１０万円）及び年金所得（１０万円を超える場合は１０万円）の合計額から１０万円を控除した額（最高１０万円）を給与所得から控除する。

※源泉徴収票がないかたは、申告書裏面６の給与収入の内訳に収入金額など必要事項を記入してください。

雑

他のいずれにも該当しない所得で、次の①と②を合計します。
①公的年金等（厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など）

年金受給者の年齢	公的年金収入金額	公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円を超え2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円未満	収入－1,100,000円	収入－1,000,000円	収入－900,000円
昭和36年1月1日以前生まれ	3,300,000円～4,099,999円	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95－1,455,000円	収入×0.95－1,355,000円	収入×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円
65歳未満	1,300,000円未満	収入－600,000円	収入－500,000円	収入－400,000円
昭和36年1月2日以降生まれ	1,300,000円～4,099,999円	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95－1,455,000円	収入×0.95－1,355,000円	収入×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円

②その他（原稿料、講演料や謝金、互助年金、生命保険契約に基づく年金など（申告書裏面９に必要事項を記入してください。））

一時

生命保険、損害保険金の満期返戻金や賞金などの一時的な所得（申告書裏面１０に必要事項を記入してください。）
｛収入金額－必要経費－特別控除額（最大50万円）｝×1/2

基礎控除

合計所得金額に応じて控除額が逓減します。

親族等の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	適用なし

※その他の記載方法については、市民税課までお問合わせください。